



発行 東京都

目次

規則

○東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地建築部調整課)…一

告示

○特定商取引に関する法律による行政処分(三件)……………(生活文化局消費生活部取引指導課)…一

○建築基準法による道路の指定の変更……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…二

○東京都環境影響評価条例による調査計画書……………(環境局総務部環境政策課)…三

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…四

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)…五

○保安林の皆伐面積の限度……………(産業労働局農林水産部森林課)…六

○特定非営利活動法人の認定……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…六

規則

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年二月一日

●東京都規則第九号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則(昭和四十六年東京都規則第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第一号中「第三号ヌ」を「第三号ル」に改める。

第三号イ及びチ中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同号ヌ中「第四条第三項」の下に「、第五条第三項」を加え、同号ル中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第三十五号ニ中「第十八条第一項」の下に「(法第二十二條の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ホ中「第二十一条」の下に「(法第二十二條の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ヘ中「第二十二条」の下に「(法第二十二條の二第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 法第二十二條の二第四項の規定による計画の認定に関すること。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第一号の改正規定は公布の日から、第三号イ、チ及びルの改正規定は建築基準法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

告示

●東京都告示第九十四号

特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。)第七條第一項及び第八條第一項の規定による行政処分について、法第七條第二項及び第八條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月一日

一 被処分者

東京都知事 小池 百合子

東京都知事 小池 百合子

- (一) 名称 株式会社C I S
- (二) 代表者氏名 岩坂 宏
- (三) 主たる事務所の所在地 中央区日本橋茅場町三丁目五番三号

二 処分年月日 平成三十年十二月二十日

三 処分の内容

(一) 業務停止命令

平成三十年十二月二十一日から平成三十二年三月二十日までの間 (十五箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

- ア 売買契約の締結について勧誘すること。
- イ 売買契約の申込みを受けること。
- ウ 売買契約を締結すること。

(二) 指示

ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

四 適用条項 法第七条第一項及び第八条第一項

●東京都告示第九十五号

特定商取引に関する法律 (昭和五十一年法律第五十七号 以下「法」という。) 第八条の二第一項の規定による行政

処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者 岩坂 宏

二 処分年月日 平成三十年十二月二十日

三 処分の内容

平成三十年十二月二十一日から平成三十二年三月二十日までの間 (十五箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を新たに開始すること (当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。) を禁止する。

- (一) 売買契約の締結について勧誘すること。
- (二) 売買契約の申込みを受けること。
- (三) 売買契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条の二第一項

●東京都告示第九十六号

特定商取引に関する法律 (昭和五十一年法律第五十七号 以下「法」という。) 第八条の二第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月一日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者 後藤 洋平

二 処分年月日 平成三十年十二月二十日

三 処分の内容

平成三十年十二月二十一日から平成三十二年三月二十

日までの間 (十五箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を新たに開始すること (当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。) を禁止する。

- (一) 売買契約の締結について勧誘すること。
- (二) 売買契約の申込みを受けること。
- (三) 売買契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条の二第一項

●東京都告示第九十七号

建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。) 第四十二条第一項第四号の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年二月一日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員 (単位メートル)
------------	-------	------------	-------------------------

法第四十二条第一項第四号の規定による道路	平成三十一年一月十六日	小平市小川部	延長 六九九・四二
----------------------	-------------	--------	-----------

- (一) 次に掲げる地番の全部
- 町一丁目二千二百九十番二及び二千二百九十一番二
- (二) 次に掲げる地番の一

部
小平市小川
町一丁目二千
二百五十三番
三、二千二百
八十五番一、
同番六、同番
七、二千二百
八十九番、同
番地先、二千
二百九十二番
二、二千二百
九十三番一、
同番二、二千
三百六番一、
二千三百七番、
同番二、二千
三百八番二、
二千三百十二
番四、二千三
百十三番一、
二千三百二十
七番一、同番
四、二千三百
二十八番、同
番二、二千三
百三十三番、
同番二、二千
三百四十六番
一、同番四及
び二千三百四
十七番三

●東京都告示第九十八号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第四十条第一項の規定に基づき、中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業について、環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）

の提出があったので、条例第四十四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年二月一日

東京都知事 小池百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東京二十三区清掃一部事務組合
管理者 西川 太一郎
千代田区飯田橋三丁目五番一号

二 対象事業の名称及び種類
中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業
廃棄物処理施設の設置

三 対象事業の内容の概略
対象事業は、中央防波堤内側埋立地内江東区青海二丁目地先に、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものである。

四 周知地域の範囲

江東区 青海三丁目、青海四丁目、有明四丁目及び若洲三丁目の区域

大田区 城南島五丁目の区域

所属未定 中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地の区域

五 調査、予測及び評価の項目

事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の地域概況を考慮した結果、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスを調査、予測及び評価項目として選定している。

六 調査計画書の縦覧

(一) 期間

平成三十一年二月一日から同月十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江東区環境清掃部温暖化対策課

イ 江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 大田区環境清掃部環境計画課

エ 大田区蒲田五丁目十三番十四号

オ 東京都環境局総務部環境政策課

カ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

キ 東京都多摩環境事務所管理課

ク 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法
持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地）
イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成三十一年二月二十日

(四) 提出先

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

番一号

●東京都告示第九十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

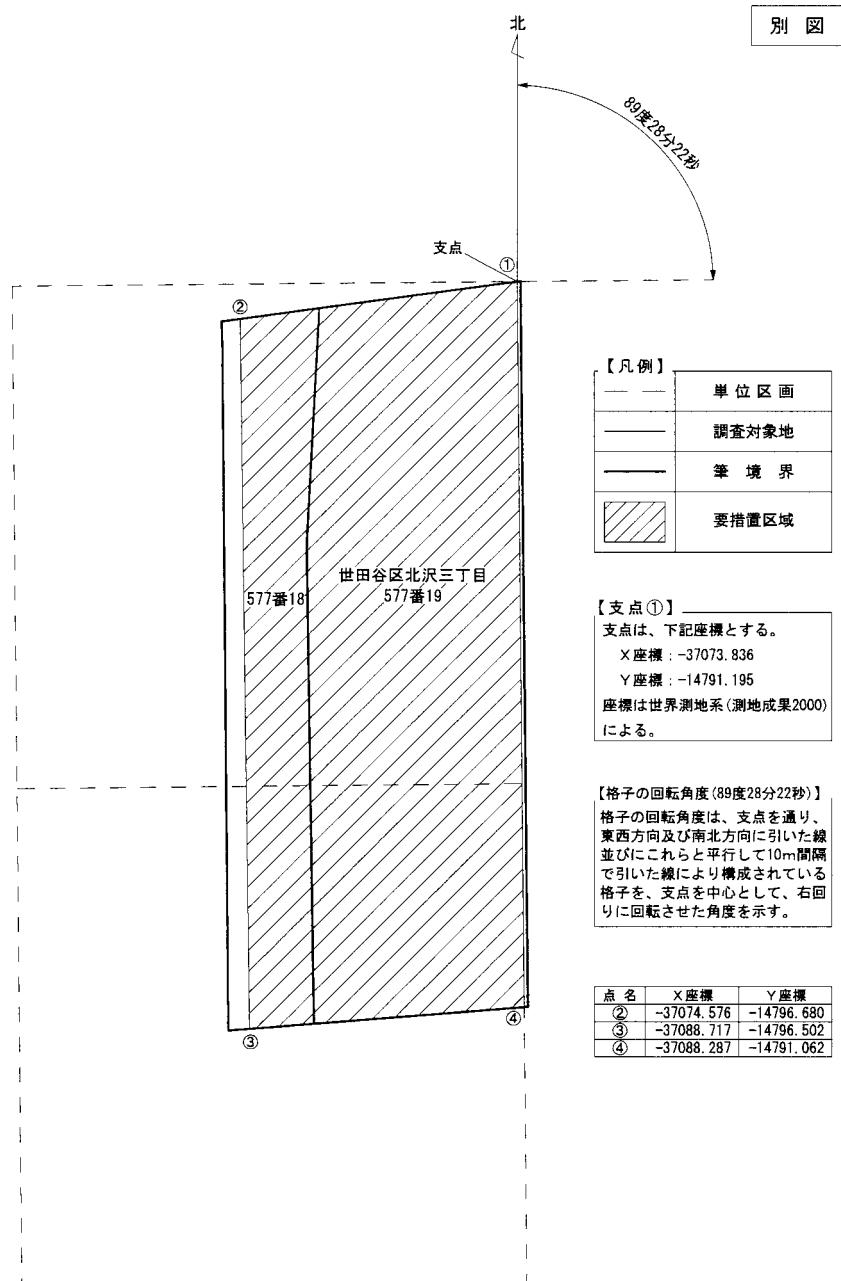
一 要措置区域 別図のとおり(世田谷区北沢三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シスー一・二一ジクロロエチレン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

別 図



●東京都告示第百号

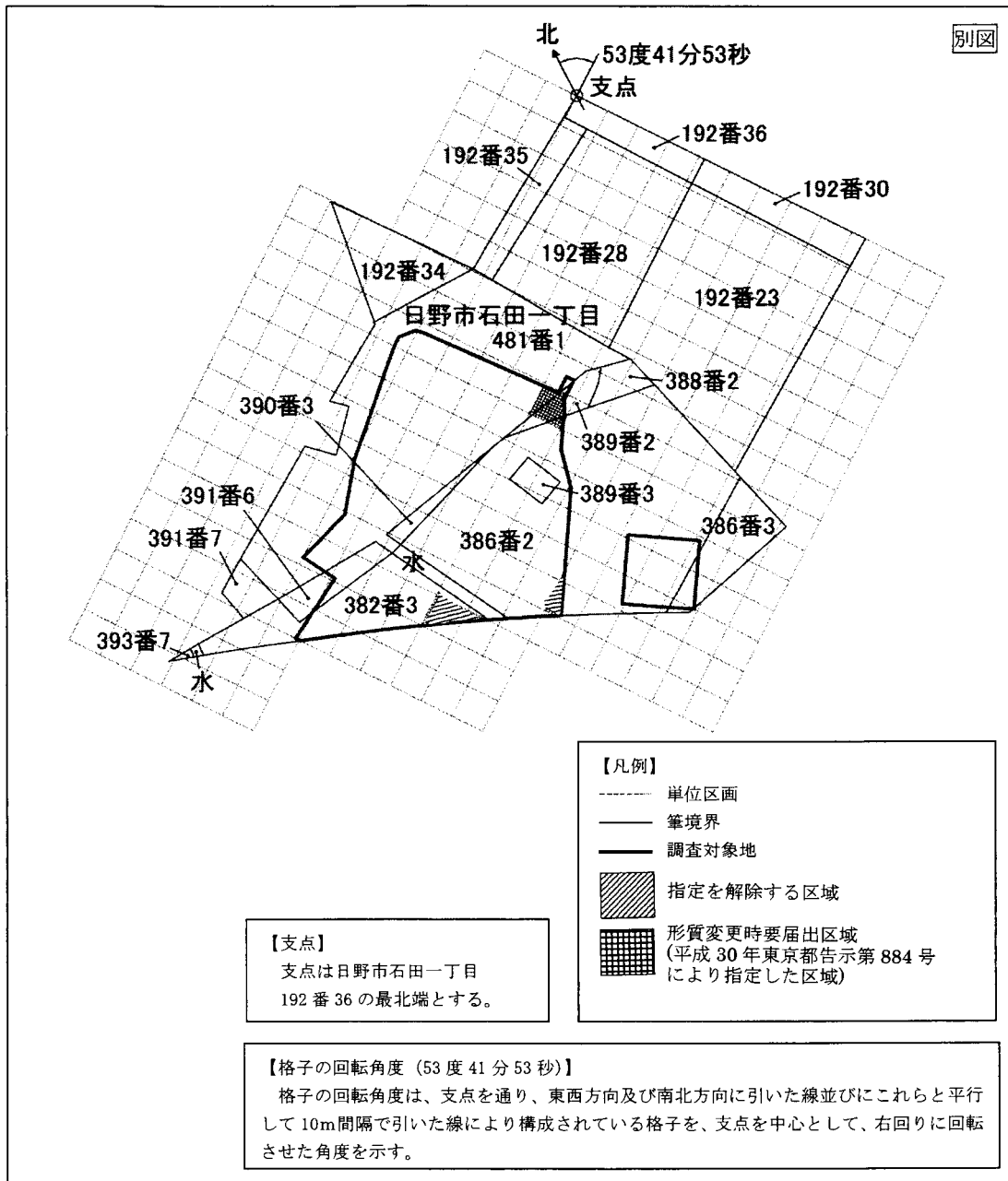
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成三十年東京都告示第八百八十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条 第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、 次のとおり告示する。

平成三十一年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(日野市石田一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 指定を解除する区域
- ▣ 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第884号により指定した区域)

【支点】
 支点は日野市石田一丁目 192番36の最北端とする。

【格子の回転角度(53度41分53秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百一号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四
条の二第三項の規定により、平成三十一年度に伐採するこ
とができる保安林の皆伐面積の限度を、次のとおり公表す
る。

平成三十一年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

保安林の種類	単位	同一単位とされる区域	皆伐面積の限度(ヘクタール)
水源涵養保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	六四五・八二
		あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	二六四・四一
保安林の種類	計	浅川	八五・八〇
		八王子市の区域	九九六・〇三
土砂流出防備保安林	多摩川	青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域	五一・二〇
		あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域	一五・七三
計	浅川	八王子市及び町田市の区域	一五・二八
		大島	〇・五〇
計	大島	神津島村の区域	〇・五〇
		八丈島	八一・五四
計	計	八丈島八丈町の区域	八一・五四
		あきる野市及び西	一六四・二五
土砂崩壊防備保安林	秋川	あきる野市及び西	〇・五八
		計	〇・五八

保安林

多摩郡日の出町の区域

干害防備保安林

西多摩郡檜原村の区域

大島 大島町の区域
八丈島 八丈島八丈町の区域

小笠原 小笠原村の区域

多摩川 青梅市及び西多摩郡奥多摩町の区域

秋川 あきる野市並びに西多摩郡日の出町及び同郡檜原村の区域

浅川 八王子市及び町田市の区域

小笠原 小笠原村の区域

諸島 二四〇・三九

計 一〇・五二

計 一九六・〇〇

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四
条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、
同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例
の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三
号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。
平成三十一年二月一日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 green bird

二 代表者の氏名

横尾 俊成

三 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神宮前六丁目三十五番三号 コーポオリ
ンピア七三三号

四 従たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区薬院一丁目六番五号一六〇三

五 認定の有効期間

平成三十年十二月二十六日から平成三十五年十二月二
十五日まで

一 名称

特定非営利活動法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会

二 代表者の氏名

藤野 圭司

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区台東四丁目二十六番八号 御徒町台東ビ
ル六階

四 認定の有効期間

平成三十一年一月七日から平成三十六年一月六日まで

行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 8001
163-8001

本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

